

2025年1月31日

パナソニック ホールディングス株式会社

## 建設業法に基づく監督処分について

パナソニックグループは、2021年8月31日に「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」でご報告したとおり、所定の実務経験を充足していない社員が技術検定試験を受検して施工管理技士の資格を取得していたこと、および、実務経験に不備があった社員が営業所の専任技術者や現場の技術者として配置されていたことを公表しましたが、本件に関して本日、国土交通省・各地方整備局および岡山県、沖縄県から、下記のとおり、建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令および同条第1項に基づく指示処分の監督処分を受けました。

お客様をはじめとした関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。当社グループは、前述の報告に記載した再発防止策の徹底に全力で取り組んでおりますが、今般の処分を厳粛に受け止め、引き続きグループをあげて信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 監督処分の概要

当社グループのうち、16社が以下の監督処分を受けました。

##### (1) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

###### ① 処分内容

・ 営業の停止 22日間 : 2025年2月15日から 2025年3月8日まで

<対象会社>

パナソニック リビング北海道・東北株式会社

パナソニック マーケティングジャパン株式会社

(旧社名：パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社)

パナソニック産機システムズ株式会社

パナソニック関東設備株式会社

パナソニック環境エンジニアリング株式会社

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

(旧社名：パナソニック LS エンジニアリング株式会社)

八州電気工業株式会社

計7社

・営業の停止 15 日間 ：2025 年 2 月 15 日から 2025 年 3 月 1 日まで

<対象会社>

パナソニック リビング株式会社

パナソニック ファシリティーズ株式会社 計 2 社

②停止の対象となる営業の範囲

別表に記載の通りです。

③処分理由

建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

※パナソニック マーケティングジャパン株式会社においては下記も該当

2022 年 9 月 29 日に技術者不配置問題に関わる外部調査委員会による調査結果で公表した件について、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、複数の工事現場において現場配置技術者の不設置であったことが確認された。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

(2) 建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分

①処分内容

今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ・今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- ・建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- ・社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

上記内容について講じた措置（当社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む）を速やかに、文書をもって報告すること。

<対象会社>

パナソニック株式会社

パナソニック マーケティングジャパン株式会社

（旧社名：パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社）

パナソニック リビング中部株式会社

パナソニック環境エンジニアリング株式会社

パナソニック EW エンジニアリング株式会社

(旧社名：パナソニック LS エンジニアリング株式会社)

パナソニック テクノサービス株式会社

パナソニック リビング近畿株式会社

パナソニック リビング中四国株式会社

パナソニック リビング九州株式会社

パナソニック コンシューマーマーケティング沖縄株式会社

計 10 社\*

※営業の停止命令、指示処分の方を受けた会社が 3 社ありますので、処分対象の会社は合計 16 社となります。

## ②処分理由

建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。

## 2. 本件に関わるお客様からの問い合わせ対応窓口

パナソニック ホールディングス株式会社 建設業統括室

TEL：080-7123-1328（期間対応特設電話）

受付：9 時～17 時、2025 年 3 月 14 日（金）まで

（土・日・祝日・当社休日を除く）

以上

<別表>

会社名	管轄	指示 処分	営業停止			
			公共/民間の別	営業停止 日数	業種（※業種区分について）	地域
1 バナソニック リビング北海道・東北株式会社	東北地方整備局	—	民間	22日	管工事	北海道
2 バナソニック株式会社	関東地方整備局	●	—	—	—	—
3 バナソニック マーケティングジャパン株式会社	関東地方整備局	●	公共、民間	22日	建築一式工事、電気工事、管工事、 機械器具設置工事	全国
4 バナソニック産機システムズ株式会社	関東地方整備局	—	公共、民間	22日	電気工事、管工事、熱絶縁工事	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、福井県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
5 バナソニック関東設備株式会社	関東地方整備局	—	民間	22日	電気工事	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県
6 バナソニックリビング株式会社	関東地方整備局	—	民間	15日	建築一式工事	北海道
7 バナソニックリビング中部株式会社	中部地方整備局	●	—	—	—	—
8 バナソニック環境エンジニアリング株式会社	近畿地方整備局	●	公共、民間	22日	土木一式工事、建築一式工事、 とび・土工・コンクリート工事、電気工事、 管工事、ガラス工事、塗装工事、 内装仕上工事、機械器具設置工事、 水道施設工事	全国
9 バナソニックEWエンジニアリング株式会社	近畿地方整備局	●	民間	22日	管工事	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
10 バナソニック テクノサービス株式会社	近畿地方整備局	●	—	—	—	—
11 バナソニック ファシリティーズ株式会社	近畿地方整備局	—	民間	15日	造園工事	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
12 バナソニックリビング近畿株式会社	近畿地方整備局	●	—	—	—	—
13 バナソニックリビング中四国株式会社	中国地方整備局	●	—	—	—	—
14 八州電気工業株式会社	岡山県土木部	—	公共、民間	22日	管工事	全国
15 バナソニックリビング九州株式会社	九州地方整備局	●	—	—	—	—
16 バナソニック コンシューマーマーケティング沖縄株式会社	沖縄県土木建築部	●	—	—	—	—

※

土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 コンクリートにより工作物を築造する工事 その他基礎的なしは準備的工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を 送配するための設備を設置する工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事